

## 再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金等により実施した事業において設備の設計が不適切

10件 不当金額(支出) 1億5661万円

### 1 基金事業の概要

再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金及び再生可能エネルギー等導入推進基金は、環境省が都道府県及び政令指定都市に地域環境保全対策費補助金等を交付して造成させたものである。都道府県及び政令指定都市は、交付要綱等に基づき、基金を財源として、地震等の災害時に防災拠点となる施設等(防災拠点施設等)に、太陽光発電設備等を設置するなどの事業(基金事業)を自ら実施するほか、基金事業を実施する市町村等(基金事業を実施する者を「事業主体」)に対して、基金を取り崩して補助金を交付している。交付要綱等によれば、基金事業により設置される太陽光発電設備等は、災害等による停電時に、防災拠点施設等において必要とされる最低限の機能を維持することを目的とすることとされている。

### 2 検査の結果

10事業主体において、太陽光発電設備等の設計が適切でなかったため災害等による停電時に防災拠点施設等の機能を確保するために必要な電力量(必要電力量)が確保されていなかったり、太陽光パネルの基礎の設計が適切でなかったため所要の安全度が確保されていなかったりしており、取り崩された基金計1億5661万円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

事態の詳細を示すと次のとおりである。

ア 太陽光発電設備等の設計が適切でなかったため、必要電力量が確保されていなかった事態

(ア) 太陽光発電設備等の規模を決定する際の必要電力量の算定を誤るなどしていたため、必要電力量が確保されていなかったもの

(イ) 太陽光発電設備等の規模が適切なものとなっていなかったため、必要電力量が確保されていなかったもの

(ウ) 太陽光発電設備等を独立した複数の系統に分けて設置する際に必要電力量が系統ごとに確保できているかの検討を行っていなかったため、必要電力量が確保されていなかったもの

イ 太陽光パネルの基礎の設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていなかった事態

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	実施年度	基金使用額	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める基金使用額	不当と認める国庫補助金等相当額	摘要
環境本省	福島県	安達郡大玉村(事業主体)	再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金	平成24	6085万	6085万	2940万	2940万	ア(ウ)の事態
同	同	相馬方部衛生組合(事業主体)	同	25	5413万	5413万	1803万	1803万	イの事態
同	埼玉県(事業主体)	—	再生可能エネルギー等導入推進基金	27	5194万	5194万	690万	690万	ア(ア)及び(ウ)の事態
同	三重県	多気郡大台町(事業主体)	同	28	2210万	2210万	1105万	1105万	同
同	大阪府	羽曳野市(事業主体)	同	27	2014万	2014万	2014万	2014万	ア(ア)の事態
同	香川県	さぬき市(事業主体)	同	27	2311万	2311万	152万	152万	ア(イ)の事態

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	実施年度	基金使用額	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める基金使用額	不当と認める国庫補助金等相当額	摘要
環境本省	香川県	仲多度郡琴平町(事業主体)	再生可能エネルギー等導入推進基金	平成27	2246万 <sup>円</sup>	2246万 <sup>円</sup>	719万 <sup>円</sup>	719万 <sup>円</sup>	ア(イ)の事態
同	沖縄県	国頭郡伊江村(事業主体)	同	27	2732万	2732万	356万	356万	ア(ア)、(イ)及び(ウ)の事態
同	同	島尻郡渡嘉敷村(事業主体)	同	28	2819万	2819万	1434万	1434万	ア(イ)の事態
同	川崎市(事業主体)	—	同	27	1億1887万	1億1887万	4445万	4445万	ア(ウ)の事態
計	10事業主体				4億2915万	4億2915万	1億5661万	1億5661万	